平塚市新規就農者資機材等導入補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１２条に基づき、平塚市が農業経営改善計画を認定した農業経営体（以下「認定農業者」という。）並びに第１４条の４に基づき平塚市が青年等就農計画を認定した農業経営体（以下「認定新規就農者」という。）の就農初期段階における経営の安定化を図ることで、円滑に農業を開始できる環境を整え、認定された計画を実現できることを目的に、平塚市新規就農者資機材等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等の交付に関する規則（昭和５４年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象者）

第２条　補助金の交付対象者（以下「対象者」という。）は、別表１に掲げるものとする。

（対象者からの排除）

第３条　前条の規定にかかわらず、市長は、平塚市暴力団排除条例（平成２３年条例第９号）第８条に規定する必要な措置として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員に該当するものは、対象者としないものとする。

２　市長は、申請者が前項に該当する場合は、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付された補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

３　市長は、必要に応じて、申請者が第１項に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

（対象事業）

第４条　補助の対象となる事業（以下、「対象事業」という。）は別表２のとおりとする。ただし、汎用性が高いと市長が判断した場合には、該当しない。

２　複数の整備・機材を複数合算し一事業として申請する場合、その内訳が確認できるものを提示し、市の承認を得ることとする。

なお、市からの承認の通知は交付決定により申請額の満額を交付する事が決定した場合は省略するものとする。

３　他の補助対象である事業は該当としない。

（対象事業費）

第５条　補助の対象となる事業費（以下「対象事業費」という。）は、次の各号に掲げるもので、専ら農業経営に供されるものとする。なお、消費税及び地方消費税については対象事業費に含めないものとする。

（１）　建築物又は工作物の工事費（設計及び電気工事等の附帯工事を含む。）

（２）　設備購入費（設置費を含む。）

（３）　資機材購入費（設置費を含む。）

（４）　その他特に市長が認めるもの

（補助金額）

第６条　補助金額は、対象事業費の２分の１以内とする。

２　補助限度額は１００万円とし、予算の範囲内とする。

３　補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

４　予算を超える申請があった場合には、補助対象者の申請金額の範囲内で調整するものとする

（補助金の交付申請）

第７条　規則第５条の規定による補助金の交付申請は､市長が定める日までに平塚市新規就農者資機材等導入補助金交付申請書（第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする｡

1. 事業計画書（第２号様式）
2. 認定の計画を変更する必要がある場合、農業経営改善計画又は青年等就農計画の変更案（以下、「変更認定計画」とする）
3. 見積書（複数の場合には集計表も添付すること）
4. 事業の対象となる資機材の一覧
5. カタログ等の資機材の詳細が確認できる資料
6. 工事を伴う場合、工事を行う位置図及び地番を確認できるもの
7. 工事を伴う場合、関係法令における許認可が確認できるもの
8. 工事を伴う場合、（７）で許認可確認できない場合には、追加資料（第３号様式）

（９）工事を伴う場合、工期、設計図面、配置図面が分かる資料

（１０）その他市長が必要と認める書類

（審査）

第８条　市長は、規則第６条の規定による申請に係る書類等の審査を実施し、補助を行う対象事業を決定する。

２　審査内容は、平塚市の認定を得る際に提出された、農業経営改善計画又は青年等就農計画の内容に合致する補助対象事業かを審査し、認定された計画を実現できると認められるものを採択する。

３　変更認定計画が出されている場合は、２の審査では変更認定計画の整合性を確認した上で、変更認定計画と補助対象事業が、計画を実現するために妥当性があるかを判断する。

４　補助対象事業が、農業経営改善計画、青年等就農計画又は変更認定計画（以下、計画等）に則さない場合には、是正の打診を行い期日までに修正がされた場合には、修正された計画等を利用する。

５　市長は、審査に際して必要があると認めるときは、対象者から事業に際する追加資料の提出を求め、又は調査することができる

（交付決定）

第９条　規則第７条の規定による補助金の交付決定の通知は、平塚市新規就農者資機材等導入補助金交付決定通知書（第４号様式）により行うものとする。

（事業の変更等）

第１０条　事業の変更等の事由がある場合、補助金の交付申請を行ったものは、規則第８条第１項の規定により、速やかに平塚市新規就農者資機材等導入補助金変更・中止・廃止承認申請書（第５号様式）により市長に申請し承認を受けなければならない。

２　事業内容の変更の承認を申請する場合においては、変更された事業の内容を確認するために、必要な書類を添えて行うものとする。

３　変更・中止・廃止の申請がされた際には、市長は速やかに、平塚市新規就農者資機材等導入補助金変更・中止・廃止承認通知書（第６号様式）によりその決定内容を通知するものとする。ただし、既に補助金の交付の決定がされているときは、平塚市新規就農者資機材等導入補助金交付変更決定通知書（第７号様式）によりその決定内容を通知するものとする。なお、既に交付決定されていた場合には承認通知は省略できるものとする。

（状況報告等）

第１１条　市長は、必要があると認めるときは、対象者から対象事業の遂行状況等に関し報告を求め、又は調査をすることができる。

（事業報告）

第１２条　規則第１１条の規定による実績報告は､当該事業終了後に平塚市新規就農者資機材等導入補助金事業報告書（第８号様式）に必要な書類を添えて、事業完了の日から３０日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の３月３１日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第１３条　規則第１２条の規定による補助金の額の確定の通知は、平塚市新規就農者資機材等導入補助金額確定通知書（第９号様式）により行うものとする。

（補助金の請求）

第１４条　前条の規定による補助金の額の確定通知を受けたものは、市長の指示に従い補助金の支払を請求するものとする｡

（財産管理台帳の整備）

第１５条　規則第６条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者は、事業完了時に補助事業を活用して整備を行った財産をまとめた財産管理台帳の整備をするものとする。

（補助金の取り消し）

第１６条　市長は、規則第１３条の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　規則又は本要綱に違反したとき

（２）　不正な手段により補助の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき

（３）　補助金を他の用途に使用したとき

（４）　補助事業が完了する見込みがないとき

（５）　調査を拒否し、又は妨害したとき

２　取り消しの決定の通知は、平塚市新規就農者資機材等導入補助金取消通知書（第１０号様式）により行うものとする。

（補助金の返還）

第１７条　前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて一部又は全部の補助金を返還させるものとする。

（財産の処分の制限）

第１８条　財産管理台帳に記載された財産処分の制限年以内に処分する場合は、規則第１５条に該当し、その責を負うものとする

２　農地を取得せず、利用権等で使用している場合（財産処分の制限年以内又は事業実施から相当早期の時点での処分となる場合）には、規則１５条に定めるとおり、交付を受けた補助金等の全部又は一部に相当する金額を市に納付を行った場合に処分を認めるものとする。

３　前項の場合で、土地所有者の意向により財産の処分を行わなければならない際には、市長へ届出を行い、承認を得るものとする。承認を得た場合は処分を認めるものとする。

４　地震等の天災や不慮の事故等に伴い、財産対象が破損等した場合には、この限りではなく、その状況を明らかにし、事後に市長へ報告するものとする。

（効果測定）

第１９条　交付対象者は、補助事業の完了日の属する年度の翌年から農業経営改善計画又は青年等就農計画の認定期限の属する年度まで、年度内の経営等の状況の成果の提示を５月末までに平塚市新規就農者資機材等導入補助金事業状況報告書（第１１号様式）にて行うものとする。

　ただし、平塚市農業次世代人材投資資金（経営開始型）及び平塚市農業人材力強化総合支援事業補助金（経営開始資金）を受給している場合には、直近１月の就農状況報告を提出する事で、成果の提出とする。

２　市長は、事業実施後に計画等の目標に達しない場合には、理由書（第１２号様式）の提出を求める事ができる。

（その他）

第２０条　この要綱に定めるもののほか、補助金を交付することについて、必要な事項は、別に定める｡

附　則

（施行期日）

１　この要綱は､令和６年４月１日から施行する｡

（有効期限）

２　この要綱は､令和８年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、第９条の規定により決定された事業については、同日後も、なおその効力を有する。

別表１　対象者一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 対象資格 | 次のいずれかの資格を提示できるもの  （１）認定農業者  （２）認定新規就農者 |
| 申請可能期間 | 認定農業者の場合、平塚市農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要綱に基づく認定を受けてから２年を経過する日までとする。  　認定新規就農者の場合、青年等就農計画の認定を受けてから２年を経過する日までとする。 |
| 交付条件 | （１）平塚市農業委員会における新規就農者に対する農家資格の認定に関する要綱に基づく認定取得から申請時までの間で農地を貸借したもの  （２）過去に本補助金の交付を受けていないもの  （３）原則、建築物又は工作物については、関係法令の許認可手続きをすべて完了していること、又は不要であることを確認した後に申請するものとする。 |

別表２

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 対象例 |
| ア：農地の整備に関するもの | 関係法令等の許可等を受けたもの。ただし、申請時には見込みがあるものとし、事業完了時には許可がおりたことが確認できたものも含む。  また、貸借を受けている農地に整備事業を行う場合、農地の貸借期間が本要綱第１９条の効果測定を行う期限以降まで設定されており、かつ当該事業について地権者からの同意を受けているものを対象とする。  （１）伐根、土盛り、切土等の畑地化を行うもの  （２）切土、水路への接続、簡易的なポンプアップ等の水田化を行うもの  （３）法面、土壌改良（ただし、元肥の散布等は除く）、土壌診断（ただし、前年度に行っているものは除く）等の経営を行う上で必須な農地の整備事業 |
| イ：営農をするための資機材 | （１）耕運機、管理機、トラクター　等の農地を整備する機械  （２）動噴、散布機、農業用ドローン　等の薬剤等を散布するために用いる機械  （３）コンバイン、田植機　等の水田での営農を行うために用いる機械  （４）草払機、防除機　等の営農上の管理をするために用いる機械  （５）洗浄機、乾燥機、選別機　等の調整・出荷準備をするために用いる機械  （６）（１）～（５）の機械における拡張機能を用いるために必要な機材のうち、「オ：対象とならないもの」に含まれないもの |
| ウ：農業用の施設に供するもの | 関係法令等の許可等を受けたもの。ただし、申請時には見込みがあるものとし、事業完了時には許可がおりたことが確認できたものも含む  （１）農業用ビニールハウス  （２）農業用ガラスハウス  （３）畜舎　等の畜産施設  （４）農業用倉庫、貯蔵施設  （５）（１）～（４）の内部に設置する機材のうち、「オ：対象とならないもの」に含まれないもの |
| エ：その他 | その他市長が特に営農上必要であると認められる資機材。 |
| オ：対象とならないもの | （１）消耗品（薬剤、肥料、農業用　等）  （２）機械式でない農機具（鍬、鋤、移植鏝、円匙　等）  （３）汎用性の高いもの（軽貨物自動車、電子計算機　等）  （４）その他市長が対象とならないとしたもの |